

医事法

1. Introduction

7階第5研究室

江原朗

医療が重大な 人権侵害を起こす危険性

- 「医の倫理」: 医療界の自主規制
- 「法律」: 人権を守る最後の砦
- 人権:
 - 国民を守る、
 - 医療者を守る

医療に関する法律

- 憲法、刑法、民法
- 医療法、薬事法、
- 身分法：医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、
- 精神保健福祉法
など

医事法の基本的視点

- 人格権の尊重と人間の尊重
- 「法によるチェック」と「法に対するチェック」
- 患者の自己決定権とメディカル・パートナーリズム
- 疑わしきは生命の利益に
- メディカル・デュープロセス

人格権の尊重と人間の尊重

- 憲法13条:すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- クローン技術やキメラ・ハイブリッドの問題など、人間の尊重と反する危険性のある医療の出現の可能性

「法によるチェック」

- 法によるチェック：
 - 医療者の自律と責任意識は必須
（自律や責任欠如は以下の出番）
 - 最後の砦としての強制力を有する法律
 - 刑法の謙抑性と萎縮医療

「法に対するチェック」

- 法に対するチェック
 - 医学的な根拠を無視した法律の執行
 - 「らい予防法」、「優性保護法」による断種手術

医と法の対話が必須

:(医療過誤、精神科分野、法医学)

自己決定権とパターンナリズム

- 自己決定権：人体実験・臨床試験などの歴史的な背景
 - 輸血拒否の問題などで訴訟も
 - しかし、十分な医療知識を患者は有しない
- パターンナリズム：医療者の裁量権なしでは医療は成り立たない。

疑わしきは生命の利益に

- 優生思想の乱用の危険
- 優生思想：生まれてきてほしい人間の生命と、そうでない生命を区別。
 - 出生前診断や
 - 断種手術など

メディカル・デュープロセス

- 適正手続きを介した医療行為、治験など
 - インフォームド・コンセント
 - 倫理委員会
 - 社会的なコンセンサスのない医療や治験などは犯罪とみなされる。

診療契約

- 準委任契約：
 - 体を元通りにしてくださいと言われても
確約できない
- 不履行責任の有無：
 - 結果獲得のために医師が努力したと
評価できるかを医療水準に照らして

ADRの動き

- 民事・刑事訴訟以外での紛争解決
- 裁判外紛争解決(ADR)のうごき

(医療者の処罰とその副作用)

- 萎縮医療
- 民事訴訟のために刑事告発も